別紙１

詳　細　仕　様　書

西山小学校ほか１施設アスベスト含有調査業務（以下「業務」という。）は、この詳細仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき実施するものとする。なお、この仕様書は、業務の仕様を定めるものであるが、業務の受託者（以下「乙」という。）は、下関市（以下「甲」という。）が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、委託料の範囲内において実施することとする。

１．業務場所

下関市立西山小学校（下関市彦島迫町五丁目 13 番 21 号）

旧下関市立西山幼稚園（下関市彦島迫町五丁目 13 番 13 号）

２．業務対象箇所

検体数２０９検体

参考資料…別添１「検体採取箇所一覧表」

別添２「位置図」

貸出可能書類

1	下関市立西山小学校屋内運動場新築主体工事
2	下関市立西山小学校校舎増改築主体工事
3	西山小学校水泳プール改修主体工事
4	西山小学校配膳室改築主体工事
5	下関市立西山小学校校舎改築主体工事
6	西山幼稚園園舎新築主体工事

３．業務の内容

（１）試料採取

試料は、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（第２版）」（令和４年３月厚生労働省）（以下「マニュアル」という。）に基づき採取すること。

試料採取にあたっては、所要の防護対策を講じること。

試料採取にあたっては、周囲へ石綿粉じん等が飛散しないよう粉じん飛散防止材を噴霧する、採取個所に硬化剤を噴霧する等適切な措置を講ずること。

また、試料採取により仕上げ材の一部に欠損が生じる場合は、現場の状況に応じ、床・壁についてはモルタル、天井ボード類についてはパテやビニルテープ等を用いて補修すること。

試料採取を行う技術者には、「建築物石綿含有建材調査者」の資格を有する者を充てること。

各検体の採取場所は人目の高さ等は避け、端の方等、目立たない所からの

採取に努めること。

（２）分析

アスベスト含有率の分析方法は、ＪＩＳ Ａ １４８１-1に基づく定性分析及びマニュアルに基づく、アスベスト質量分率の推定を行う。

４．委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

５．業務仕様

業務の遂行にあたっては、建築基準法ほか関係法令を遵守するものとする。
なお、不明な点については事前に職員と協議し承認を得るものとする。

６．提出書類

（１）着手前に工程表、管理技術者届、業務計画書及びその他甲の指示するもの。
（２）検体採取者、分析者の資格証の写し
（３）完成後に完成報告書（業務写真、分析結果報告書）２部及びその他市の指示するもの。
①業務写真は、１検体のために複数箇所で採取した場合でも、１箇所以上の採取の様子を掲載すれば良いものとする。
②分析結果報告書は、１検体ごとの報告で良いものとする。（仮に１検体分の調査のために複数箇所で検体を採取した場合、それら全ての報告書の作成は求めない。）※このときアスベストが検出された場合、それを優先的に報告すること。

７．現場・安全管理

（１）業務受注後、速やかに現地調査を行い、早期着手、完了に努めること。
（２）業務箇所における事故および災害防止の措置を確実に講ずること。
（３）事故または災害が発生した場合は、最善の応急処置を講ずると共に、直ちに甲および関係官公署に報告しなければならない。
（４） 業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、甲と協議しなければならない。
（５）業務中の立会検査は、甲の指示によるものとする。
（６）試料採取日程等については、西山小学校分の採取については西山小学校と、旧西山幼稚園分の採取については生涯学習課との協議により決定するものとする。

８．その他

業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙２下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。